



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q 当社の女性従業員が妊娠し、出産を楽しみにしていましたが流産したそうです。身体が回復するのに時間も必要だと思います。どれくらいの休業を与える必要があるのでしょうか？

A 赤ちゃんが生まれるのを楽しみにしていたのに残念ですね。心も身体も休業が必要です。

最近の新聞に、「流産や死産をしても本来取得できる産後休業を申請できない女性が約15%もある」との記事が掲載されていました。

一般的に、妊娠4カ月と言えば、悪阻(つわり)は峠を越していますが、よほどピットリとした服を着なければ妊娠しているのが周りからは分からないし、まだまだ流産の可能性もある時期です。

私は流産はしていませんが、母は私に妹がいたと、小さな骨壺をお墓に入れていました。私も妹がいたら楽しかったらうなあとも今でも思います。

流産や死産でも産後休業を取れると知らない人が多いために申請しにくいとの意見もあり、職場の同僚の方達の理解も必要だと思います。

産前産後の休業は労働基準法65条に、産前休業は「6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない」と定められています。

産後休業は、「産後8週間を経過しない女子を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合で、医師が支障ないと認めた業務に就かせることは差し支えない」と定められています。

今回は流産ということですから、その方が「妊娠4カ月以上」であれば産後休業8週間を与えなければならないこととなります。妊娠や予定日については母子手帳に書かれているので確認できると思います。

妊娠の期間のカウント1カ月は28日、4カ月以上は85日以上を言います。妊娠4カ月以上の分娩であれば、流産、早産、死産であっても全て出産に該当し休業の対象となり、この休業期間にお給料をもらっていない場合は、出産手当金の給付があります。

$$\text{休業1日} = \frac{\text{直近12カ月間の標準報酬月額平均額}}{30} \times 2/3$$

例えば月給30万円の方は、休業1カ月あたり約20万円の給付があると考えて下さい。

また、妊娠4カ月以上の分娩は流産であっても出産育児一時金の対象となります。「産科医療補償制度」に加入している病院であれば、1児につき50万円の給付があります。(双子なら倍)

通勤途中で転んだり、業務中の事故などの影響で流産したりした場合で、労災補償を受けたとしても、出産一時金は支給されます。

労働基準法に定められていても、就業規則などに記載されていなければ、一般の方には分からないでしょう。流産や死産の場合について記載がなくても法違反にはならないので、就業規則には書かれていないことが多いです。

流産や死産の場合でも産後休業が取得可能であることを就業規則などに明記し、精神的なケアのために柔軟な働き方もできる職場づくりを進めるべきだとの意見もあります。独自の支援制度を設けている企業や自治体もあり、例えば東京都は妊娠初期で流産した職員を対象に7日以内の早期流産休暇を設けています。

英国では死産の場合、配偶者が最大14日間の特別休暇を取得できる制度があるそうです。日本には妻が流産・死産した場合の男性向けの法的な休業制度はないですが、日本でもいずれはそうした制度が盛り込まれるかもしれません。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980